

苫小牧自然環境保全審議会 第22期1回目 議事概要

- ・日時 H29.2.14 開催
- ・会場 苫小牧市役所 9階会議室
- ・出席委員 13名

1. 開会の挨拶
(省略)
2. 委嘱状の交付
(省略)
3. 副市長挨拶
(省略)
4. 委員・事務局員紹介
(省略)
5. 会長・副会長の選出
(省略)
6. 審議会の任務の概要とこれまでの活動経緯

【片石課長補佐】

それでは、次第の6 当審議会の任務の概要とこれまでの活動経緯についてご説明いたします。任期が長い委員の方はご存知のこととは思いますが、新任の委員の方も居られますので、かいつまんで説明させていただきます。

着席のままで失礼いたします。

この審議会は苫小牧市自然環境保全条例に基づいて設置されております。

この条例は、苫小牧市における自然環境の保全と回復育成を推進し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とし、昭和49年12月10日に施行されました。

資料の1ページ目をご覧ください。一番下にございます第20条でございますが、この審議会は、この条例により、その権限とされた事項及び市長が諮問する自然環境の保全に関する重要な事項を調査、審議するとされています。

委員は、18名以内 任期は2年となっております。

このページには、条例のうち本審議会に関連する部分の概略を抜粋してございますが、まず、自然環境保全基本方針の策定があります。

参考資料として別にお配りしておりますが、本審議会への諮問・答申により、昭和53年4月に策定されたもので、自然環境保全施策の方向を指し示すものとして、現在も街づくりの指針の一つとして活用させていただいております。

つぎに、自然環境保全地区の指定があります。

これは、山、森林、湖、沼、湿原、河川などがある良好な自然景観を形成している土地の区域や、野生動物の生息地、植物の生育地、特異な地形地質を有する区域、さらに、市街地やその周辺で良好な緑地を形成している土地の区域で自然環境の保全が特に必要なものについて指定することが出来るとされております。

資料の2から3ページをご覧ください。(環境白書81ページに位置図あり)

自然環境保全地区は現在5地区ございまして、指定年順に

トキサタマップ湿原地区、勇払川旧古川地区が(共に昭和51年)指定、樽前ガロー地区が(昭和54年)、ウトナイ沼南東部砂丘地帯が(平成2年)指定となっており、沼ノ端拓勇樹林地区につきましては(当初指定は昭和55年で現在地より西側の明野川の周辺でしたが平成7年に沼ノ端鉄北地区区画整理事業により現在地に変更)となっており、それぞれこの審議会での諮問答申を受けて指定変更されております。

今後も、指定・変更等する場合は、この審議会の意見を伺うこととなります。

3つ目は、保存樹、保存樹林の指定ですが、資料の4から6ページをごらん下さい。

苫小牧の自然条件は、土壌、気象とも樹木の生育には厳しいものがありますが、この過酷な条件下で育成し、樹齢が高く美観上優れているものの緑を確保し、緑化に対する理解を深めるために特に指定したものであります。

特に学校敷地内の樹木は地域の人々、先輩達が残してくれた歴史のある樹木であり、緑を大切にする精神を養う情操教育に最適な樹木であると思われまます。

現在指定されているのは、

植苗小学校敷地内の樹齢約80年の北こぶし 1本

樽前小学校敷地内の樹齢約80年と90年の芝ぐり 2本と

若草小学校敷地内の樹齢50年以上の主にこれの樹林木ですが、今回103本から98本に変更となっておりまして、この後の報告事項でご説明させていただきます。

これも昭和61年にこの審議会での諮問・答申を受けて指定されております。

この指定等についても、この審議会のご意見を伺うこととなります。

このほか、緑地の保全に影響のある開発行為に制限を加えております。

この開発行為とは、都市計画法、宅地造成等規制法の許可を受けなければならないもののほか、土地の面積が500平方メートル以上の良好な生活環境を形成している緑地にゴルフ場、キャンプ場などの運動競技場、レクリエーション施設の建設、宅地の造成、土や石の採取などを行う場合には市長の許可が必要になります。

これに伴い、錦大沼公園やオートリゾート整備計画など、市が行う緑地の大規模な開発計画等については、この審議会の中で説明・報告がなされております。

概要は以上でございますが、参考資料として、「自然環境保全基本方針」とこれまでの審議会の開催経緯をまとめた「苫小牧市自然環境保全審議会における主な議題等」・「苫小牧市環境白書 平成28年度版」を用意いたしました。78ページから91ページにかけて、本市の自然環境や啓発事業など掲載されておりますので、ご参考としていただければと思います。以上大まかでございますが、概要を説明させていただきました。

【村井会長】

ただいま、事務局の方からご説明がありました。審議会の任務の概要とこれまでの活動経緯について、何かご質問あるいはご意見ございますか。

【全員】

(発言無し)

【村井会長】

それでは、私からよろしいでしょうか。以前から気になっていたことがあって、こういう風にしてここ（会長席）に座ると中々しゃべりにくいものがありますが、このまま質問させていただきます。

資料1 ページ目に苦小牧市自然環境保全条例の概要というのがございますが、その「緑地保全のための開発行為の規制 第18条」について、「500平方メートル以上の伐採を伴う開発行為」と記載がございますが、当時500㎡以上にした経緯とか、理由とか、今更ではあります。知りたいと思っています。今すぐ回答は難しいとは思いますが、後ほどといいますか次回開催にはご回答いただきたいと思っています。

なぜこういうことを尋ねるかということ、おそらく500㎡というのはかなり前に指定されたものだと思います。苦小牧市周辺の自然環境というのは、日々刻々と変化しています。緑地の面積というのはかなり少なくなっているはずなので、なぜ500㎡がそのままなのか、気になるところです。それで、すぐには難しいとは思いますが、次回の会議までに、その面積を指定するに至った経緯と、時期についてお教えいただけたらと思います。

【片石課長補佐】

昭和49年につくられた条例でございますので、調査・確認して次回開催までにはご回答したいと思っています。

【村井会長】

それでは、次にご質問、ご意見等がないようであれば——皆さん、よろしいですか。今回の審議会、初めてご参加される方は、どのようにこの会が進んでいくか捉えにくいところもあると思いますけれど、忌憚のない意見を述べていただければいいと思うんですよ。何かご意見ございませんか。

【A委員】

はい、資料2 ページ目に苦小牧市自然環境保全地区の指定、5つあるんですけども、その中の1つ、トキサタマップ湿原のところ、非常に良い湿原なんです。ここで「アオサギやオオヨシキリなど多数の野鳥が生息」とあります。実際のところオオヨシキリがこの辺ではあまり数多くないので、次の環境白書の校正の時に、オオヨシキリ以外の野鳥を掲載してはいかがでしょうか。これは多分村井さんもお存知かとは思いますが、もし何を掲載するかということであれば、こちらにもご相談いただければと思います。

【片石課長補佐】

環境白書の内容について、関係各方面と相談しながら、検討したいと思います。

【村井会長】

その他、ご意見、ご質問はございますか。

【B委員】

初めて参加させていただくんですが、この保存樹、樹林というのは、何か特別なものをもってして、決められているのでしょうか。

【村井会長】

今のB委員のご指摘についてですが、この審議会では過去にも何度か取り上げられておりまして、私も気になるところです。先ほど、事務局の説明の中で、保存樹については学校のそばにあって、非常に思い出深い、ふるさと意識を回帰させるような、とても大切なものであったけれども、その辺の説明について事務局からお願いします。

【菅原課長（緑地）】

苫小牧というのは、昔から樹木が少ないということがございまして、土壌的に育ちにくいといえますか、それから昭和60年頃、約30年前に保存樹について各専門からの要望をもって選定にあたったという経緯がございます。その上で、残すべき樹木として、当時5本の樹木と1か所の樹林を指定させていただきました。それはやはり苫小牧を代表する樹木として、将来に残していきたいと。

【B委員】

ということは、もし今後もそういった由来といえますか樹木があれば、指定していくこともあるということですか。

【菅原課長（緑地）】

自然環境保全条例施行規則というものがございまして、その中で保存中の指定基準が定められています。「樹木の状態が健全で、かつ美観上すぐれていること」とありまして、例えば幹周りが90cm以上であるとか、樹高が6m以上であるとか、そういう規定を設けております。そういう基準の中で、残していく、保存の必要があるということであれば、確認の上、指定もあると思われま

【B委員】

その場合は、申請という形になるのでしょうか。

【菅原課長（緑地）】

そうですね、その上で基準などの審査や、この審議会でも審議していただいて、決めていくことになると思います。

【B委員】

わかりました。

【村井会長】

それでは、保存樹について私からも質問したいんですが、先ほど申し上げられた保存中の基準ですね。指定するときの基準が曖昧といいますか、客観的ではないのかなど。客観性があるものといえば幹周りくらいで、文化的な背景といったものについては根拠が乏しいと私は思うんですね。

当時はそれで良かったと思うんですが、最初に私が申し上げたとおり、時間と共に自然環境は変化していく、木は大きくなっていく、自然環境は無くなっていく。その中でこの審議会だと思います。随時、そういった基準については見直していくものと私は思います。ですから、幹周り、美観といったものを含めてですね、この審議会で話し合えたらと思いますね。

その他、何かあれば。

【C委員】

はい。ちょっとここまで会が堅い感じで恐縮なんですけど、資料（3ページ）にウトナイ湖砂丘が出ていますよね。そこには貴重な花なんかもあると思うんですが、あそこに線路ありますよね。その線路沿いに時折、除草剤をまいているんですね。今年も貴重な花が見られるかなと思っているんですが、その除草剤の影響で、ウトナイ湖側の花などが枯れたりしていることも多々あるんですよね。そういうことについて鉄道会社さんとの話し合いとか必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

【片石課長補佐】

そうですね、JRさんには、まず除草剤をまいているのかどうか確認をしたいと思います。

【C委員】

本当にまいているかはわかりませんが。

【片石課長補佐】

市であの辺りに除草剤をまくことはあり得ませんので、もし誰かがまいているとすれば、もしかしたらJRさんが線路の保全のためにされているという推定もあるかもしれません。JR北海道さんに確認してみたいと思います。

【村井会長】

今、C委員からのご意見ありましたけれども、こんな感じでいいと思うんですよ。堅い感じじゃなくざっくばらんに、わからないこと、わかることを詰めていけばいいと思うんです。

それで、最初皆様はこの審議会に関わったとき、おそらく堅くて重たいものだと受け止められたかと思うんですが、やはり自由に考えていただいて、市民のために考えなければならぬという立場になりますので、今のような意見でいいと思うんですよ。それで少しずつ積み重ねていって、理解していけばいいと思います。

あと、今のC委員のご意見については、私も後ほどお話をさせていただきたいことがございます。その他、何かございませんか。

【全員】

(発言無し)

【村井会長】

それでは、次の「7. 報告」に移りたいと思います。まず(1)「平成28年度における自然環境保全事業の実施状況について」事務局の方からお願いいたします。

【片石課長補佐】

それでは平成28年度における自然環境保全事業の実施状況について、ご報告させていただきます。着席のままで失礼いたします。

もう1度資料の1ページをご覧ください。

本市では、この自然環境保全条例の6条にありますとおり、昭和53年4月にこの審議会の答申を受けて作成いたしました「苫小牧市自然環境保全基本方針」を念頭にこれまでも施策を進めて来たところでございます。

この審議会においても、5ヶ所の自然環境保全地区、4ヶ所の保存樹の指定を行い、本市の自然環境の保全維持について、これまでも委員のご意見を伺いながら施策を進めてきております。

(次の資料2・3ページに苫小牧市の自然環境保全地区が載っておりますが、)

現在指定されております5ヶ所の自然環境保全地区のうち、①トキサタマップ湿原地区、③樽前ガロー地区、④ウトナイ沼南東部砂丘地区につきましては、指定後25～35年を経過してはいるながらも、周辺環境の変化や影響が比較的少なく、全く問題がないわけではございませんが、自然風致のまま手をかけず、指定時の環境がある程度維持されていると考えておりますが、この後ご説明いたします⑤沼ノ端拓勇樹林地区と②勇払川旧古川地区については、周辺環境の変化や現状を維持するために定期的に整備を必要とする状況があるため、何も手をつけず自然風致というわけには行かない状況になっております。

(次の資料4～6ページの保存樹については、報告(2)でご説明いたします。)

(資料の7～11ページに沼ノ端拓勇樹林の平面地図と経緯及び写真がございしますが)

沼ノ端拓勇樹林地区につきましては、他の4地区とは異なり、現在、拓勇西町の住宅地の中に囲まれた形であり、地域住民の生活と密接な関係にある位置となっております。

この地区の当初指定は昭和55年で、現在地より西側の明野川の周辺の林野庁の用地を市が買取り、指定しておりましたが、北海道による明野川の河川改修や沼ノ端鉄北地区区画整理事業により移転を余儀なくなり、自然環境調査の結果、旧地区と遜色の無い樹林地であるとの報告と昭和40年代後半頃より地域住民から自然樹林として保存してほしいとの要望がある地区であったことなどから、この審議会での諮問・答申を受けて平成7年に現在地に指定・変更され、これまでに21年が経過しております。

指定当時は周辺に住宅などもほとんど無く、この地域全体が樹林地であり、エゾシカを始め多くの野生鳥獣が入り、草や実、若木などを食べることで、いわゆる、天然の間伐が行われていたと考えられ、保全維持管理も特段必要の無い状態でありましたが、区画整理事業が本格的に始まり、野

生鳥獣の侵入もなくなり、道路や上下水道など宅地造成が入った平成10年代頃から徐々に住宅が張り付き始めたため、平成13年からは、周辺地域の住民や公園利用者に不快感を与えないよう、写真のとおり縁臨部3メートル程度の草刈りを実施するようになり、これにつきましては、平成28年度も同様に実施しております。

その後平成16年の台風18号により、この樹林地区も倒木の被害を受けておりましたが、それでも保全地区の性格から、出来るだけ人の手を加えない自然風致を基本的考えとして、道路や電線にかかった枝木のみ処理を行ってまいりました。

しかし、平成20年には、風倒木自体も腐朽が進み、近隣に住む子供などが進入した場合に怪我をする可能性も出てくるなど、防犯、防災上好ましくない状況になったことと、同年に換地処分が完了し、正式に市の管理地となったことから、地域町内会に相談し、造園業者等と打合せを行ったうえで、電線などにかかる枝の剪定と倒木の処理を行い、平成21年度には、樹木密集に伴う低灌木等の生育不全や倒木被害防止対策として、緊急雇用対策事業を活用し、樹種等を確認しながら間伐を行ない、樹林全体の計画的育成をはかり、できうる限り指定時の「勇払原野」の状態を維持するため、5年程度は手を入れなくても良いくらいの間伐整備を実施しており、この審議会にも報告しております。

現在は整備後7年を経過し、光を求めて指定時よりさらに高木化し、空間のある道路側のほうに枝木が広がってきており、電線にもかかるようになってきたことと、強風時の風向きによっては倒木により道路や住宅に被害を及ぼすかもしれない危険な木も(14本程度)あることが判ったため、もしものことがあったらという近隣住民の不安をなくすためにも27年度から今年度にかけて、周縁部の剪定と合わせ最低限の間伐を行っております。

(次に資料12・13ページに勇払川旧古川地区の平面地図・写真がございます)

勇払川旧古川地区は、周辺環境に大きな変化はなく、ある程度自然環境は維持されておりますが、もともと蛇行していた勇払川のうち、河川改修後に残された三日月形の古川であり、改修後も勇払川の水が水脈を通じ若干流れ込んでいることで水質を維持していますが、自然風致のままでは大型の水草が大量に繁茂・堆積し、水流が失われ腐敗による水質の悪化の恐れがあるため、指定時の「保全計画」の中にも「水位、水質等の保全に配慮し、藻刈りなども行うものとする。」とされており、これまでは2年に1回の定期的な藻刈りを実施してまいりましたが、平成26年度からは、毎年全体の半面積について実施することとし、27年度は南側、28年度は北側半分を整備しております。その他の整備としては、環境生活課で設置しております各種看板についてでございますが、例年保全地区の看板2枚程度を改修してまいりましたが、平成27年度以降はヒグマの注意啓発の看板等が強風と経年劣化により、いくつか破損してしまっただけのため、そちらの修復を優先させていただいております。

以上で平成28年度における自然環境保全事業の実施状況の報告を終わります。

【村井会長】

ただいま事務局から報告がありましたことについて、何かご意見、ご質問はございますか。

【全員】

(発言無し)

【村井会長】

えっと、何度も言うようですが、初めての方もいらっしゃると思います。それで、いきなりいくつもの保全地区について説明されても、意見や質問を出すのは難しいものがありますよね。それで皆さんどうでしょう、失礼な質問かもしれませんが、これらの保全地区についてはご存知でしたか。

【C委員】

あの、これ拓勇（保全地区）って、神社の近くにあるところのことですか。

【村井会長】

はい、そうです。

【C委員】

住民の人たちが、枯れ葉があっってお掃除が大変なので何とかしてほしいという、そういうお話は無かったですか。

【村井会長】

はい、あります。C委員の仰っている、そういう場所です。ここについては環境生活課さんも非常に苦勞されて、対応されているようですね。

それで、今の私からの質問については、5つの保全地区の存在についてそもそもご存知でしたか、というものでした。C委員は、各保全地区への認識としては曖昧だったということでしょうか。

【C委員】

はい、そうですね。（先ほどの件は）一度聞いておきたいと思ったものですから。

【村井会長】

他の方々はどうでしょうか。拓勇樹林はじめ、保全地区についておわかりだったでしょうか。

【D委員】

私はそうですね、トキサタマップ、樽前ガローなんかはわかりますけど、他はよくわかりませんでした。

【村井会長】

そうですね、それでなぜかという、保全地区の指定はされているんですけども、今事務局から報告があったとおり、関わりがない場所なんです。看板はあるんだけど、それを使って事業を行っているとか、広報とか、まあ広報は一生懸命されていると思うんですが、関わりがなかったところが大きいと思うんですね。それで、この辺の話が先ほど清水委員からの保存樹の話にもつながるんですけども、なぜ保全するのか、保全した後どのように教育的に活用されていくのか、活用しなければ保全しようという気持ちは生まれえないはずなので、その辺が今まで無かったと思うんですね。

私が委員だった頃、以前もお話させていただいたんですけど、これは提言として、ぜひ保全地

区を活用できるような事業をやっていただけたらと思っています。例えば苫小牧市美術博物館がありますが、そこにすら展示がない。そういう状況ですから、先ほどの保存樹も含めて、関わりという面で考えていただけたらと思います。

それ以外で、皆さん何かありませんか。

【片石課長補佐】

先ほど、C委員からのお話で拓勇樹林の枯れ葉の話について、これまでの審議会でも何度かお話に出ておりますが、やはり道路に面して生活している方々にとっては木が大きくなりすぎて日差しが遮られてしまうとか、ほとんど広葉樹ですので秋には枯れ葉が玄関先に集まってきてしまうとか。元々住んでいる方々にとってはあたりまえの感覚のようですが、区画整理事業の後に住まわれた方々にとってはそういう思いが強いようで、こちらも対応に苦慮しているところです。

それで、今回は机の上で写真を見ていただく形となっておりますが、次回開催の際は、できれば皆様のお時間をいただいて、何か所か保全地区の現地視察を実施していきたいと思っております。実際に皆様に見ていただいて、その上で色々と考えていただければと思います。

【村井会長】

今回は視察ということで、皆さんぜひ参加しましょう。

【B委員】

私ちょっと所用で途中退席しなければならぬんですが、私も保全地区について名前は聞いたことがあるんですが、行ったことがないところもあります。先ほど会長がおっしゃったように、なぜ保存するのか、せっかく保存したのだから何か活用をと、保全というくらいですから、自然環境が残っているというわけなんですね。月並みですけど憩いの場といいますか、ぜひ市民の皆さんにも知っていただければと思いますし、私もせっかくの機会ですので、できれば行ってみたいと思います。

【村井会長】

はい、私も同感ですけども、現地視察もいいんですが、例えば場所、苫小牧の全域の地図と個々の場所を示すものがあればわかりやすくいいのではと。私やE委員は現地に何度も足を運んでいますが、そういった共通認識を持つためにも、事務局にぜひお願いしたいところですね。

それでは、他にご意見などは。

【C委員】

つぶやきでもいいのですか？インターネットみたいな。大したことない質問になるかもしれないのですが。

【村井会長】

何でも大丈夫です。それでは、この会議が一段楽したら、その他の項目がございまして、そのときにご意見を述べて頂けたら良いと思います。

出来るだけ、最初のご挨拶で申し上げたとおり、速やかに進行したいと思っておりますので、後で

またお願いします。それで宜しいですか。

【C委員】

はい、わかりました。

【村井会長】

はい、それでは、ご意見、ご質問はないですか。

【A委員】

はい、まず苫小牧市の自然環境保全地区の審議会委員の方のための見学会というのは非常に良い提案だと思いますので、是非実現して頂けたらと思います。

それから、私自身は拓勇に住んでいて、拓勇樹林は毎日のように見ているんですけど、今後の保存の仕方というのが、一つ勇払原野の状態を保っているというふうにありますけど、勇払原野の概念が、人それぞれだと思います。一般的には樹がまばらに生えていて草原環境が、ということなんでしょうけども、拓勇の保存樹林を見ると林になっていまして、それで勇払原野を目指して今後管理をしていくのか、それとも別の形とするのか。非常に重要な緑地だとは思いますが、どういう形でどういう位置付けで管理や保護をされていくのか、もしお考えが有るのであれば。

それから環境保全地区はほとんど、樽前ガローとかは歩けるようになっていますが、拓勇側は特に看板が付いているだけで、中に入ることが出来ない状態だと思います。

その地区の重要性とか、それから自然を知って頂くには、ある程度住民の方にも知っていただける様な、どういう植物が在るか、自然が残っているのか知って頂く様な働きも必要だと思っています。

たとえば、樹林の中を歩ける様なスペースを作るとか、そういう計画などが有ればお聞かせ願えればと思います。

【片石課長補佐】

今のご質問ですが、拓勇につきましては、これまでも審議会の中ではここ7～8年は大体この拓勇樹林についてのお話があります。

先ほどお話ししましたとおりですね、当初指定した当時は拓勇樹林が何処かもわからないぐらい全部、周りも樹林地帯でございました。

そういう事態から、今は完全に舗装道路に囲われていますし、樹林地帯も周りが全部造成地で開発が進みますと、どうしても地下水の水位が大きく下がってしまう。

そうすると、勇払原野の大きな状況というのはある意味、原野地で、ジメジメした湿原地帯が、湿度が高いようなそういう所に生えてくるのが低灌木というのが、草花が本来ならばある地区でなければならぬんですが、現状としましては、そういう湿原地帯用の植物が減少して、そして大きな樹だけがどんどん伸びてしまう。それから笹とかが生えてしまって、現状的にはかなり厳しい状態にあると思っています。

ただ、その地区に散策路という事になってきますと、ある程度安全対策とかを全て考えた上でやらなければならないという事になります。当然、道路幅も少なくとも、1m50cmから2mはなければならないという事になりますと、簡単な施工で出来るような内容ではなくなってきますし、

それによって、また地中自体をある程度固めてしまうとすると、現状よりもさらに自然環境が変化してしまう可能性があります。予算の関係などもございますので、簡単な話ではございませんので、今のところそういった計画を練るような形にはなっておりません。

また今後、もっと良い方法が無いか考えてみたいなと思います。

【村井会長】

A委員、今ので宜しいですか。

【A委員】

はい。

【村井会長】

では、今の回答からすると、現状ではそういう計画は無いし、これまでも無かったということですよ。

【片石課長補佐】

そうです。

【村井会長】

それで、将来はそういう事も考えていきたいという事ですよ。将来は、そういう事も前向きに考えていきたいというようなご返答ですよ。

【片石課長補佐】

拓勇樹林につきましては、当時作った保全計画というの載っていますが、それに伴っての部分もありますし、一般にいう隣に大きな拓勇公園というのがございますけども、拓勇公園とはどのような違いがあるなかで、元々の自然環境を維持するなかで、ある程度の整備事業を可能であるかというのがありますので、その部分につきましても、何かご意見が有れば調査研究しながらという事になります。

【村井会長】

おそらく、このままだと、ずっとこのままだと思います。

結局、保全地区というのは何故保全するのか、それをさっきの清水(裕)さんの方からも、私の方からもありましたけども。それを市民に知らせるような教育的な活動や保全に関わる周知をしなければいけない。それが、これまではしていない。するべきだと。

今のような後退した返答だと、これから先に進むようなことが無い気がするんですよ。

ですから、是非、保全地区の、私のように長いこと保全審議会に関わっていると、E委員なんかも感想をお持ちだと思いますが、そういったことを私は常々思っていましたので。是非、前向きに検討して頂きたいとお願いをして終わりたいと思います。

例えばね、この地区全部に言える事なんです。ガロー地区もそうだし、保全地区もそうだしウトナイ湖南東砂丘もそうなんです。こんなこと話したら 1 日経っちゃいますので、ここで止め

ますけど、是非そういった関わり方を考える活動を積極的にやった方が良いと思います。文化財では無いですから、自然環境ですから。文化財はそのまま、自然環境は変化するものです。変化するものに対する対応を考えていかないといけないと思います。

その他、何かご意見とかご感想はありますか？

【F 委員】

はい、要望なんですけど。

先ほどの保全地区と含めてですね、現地を見るというお話がありました。私も何回か参加したんですが、時期の問題ですね。おそらく、この委員の任期が10月から9月までですから、どちらかと言うと冬にかかる時期が多かった気がするんですよね。結構寒いんですよ。いつの時期が良いのかわかりませんが、出来るだけ暖かい時期にやって頂ければと思うのですが。

【片石課長補佐】

どうしてもですね、その年の事業報告をする関係で、殆ど草刈等も夏にやって、その後に間伐・伐採を秋にするので、それを終わってからしたいと思っているので、それで時期がこのようになってしまっております。

【F 委員】

なるべく雪の降らない時期に。

【片石課長補佐】

わかりました。

【村井会長】

それでは今度季節の良い時に、市民が保全したいと思う気持ちになるときにやっていただければと思います。それでは、次にご意見ご質問をお受けしたいと思いますが、この件についてはもう宜しいでしょうか？

【全員】

(発言無し)

【村井会長】

それでは、次の保存樹現状変更行為の届出についてという事で、事務局から報告があります、よろしくをお願いします。

【菅原課長（緑地）】

それでは、保存樹の指定に関しまして変更がございましたので、報告させていただきます。

近年の気候が、異常気象が多くみられまして、昨年8月には台風10号を初め4つの台風が北海道に上陸するという事で、毎年のように暴風雨があると思います。保存樹の指定につきましては、30年を経過してしまっていて、樹齢も推定50年から90年近くたっていますので、枯れ木など倒

木の恐れが心配されてきました。所有者であります教育委員会からの依頼を受けまして、昨年2月10日に現地調査を実施したところでございます。

調査の結果、植苗小学校のコブシと樽前小学校のクリの木については、保存中の指定についての問題はございませんでしたが、若草小学校の保存林の内5本が枯れ木による倒木の恐れがあることや、その他の樹木に枯れ枝がある事が確認されました。

この事から、所有者であります教育委員会からH28年2月24日付けで、条例第13条第1項の規定に基づきまして、ハルニレ2本、ニセアカシヤ1本、ネグンドカエデ1本、ハンノキ1本の伐採と50本の枯れ枝の剪定について保存林の現状を変更する届出があり、3月5日までに伐採等の作業が行われたところであります。

よって指定保存林につきましては、樹木の本数は103本有りましたが、5本減り98本ということになります。資料について14ページに経緯も含め表示したものがございましてご覧頂けたらと思います。

今後につきましては、樹木医をはじめ造園の専門家等の意見を聞きながら、保全に勤めていきたいと思っております。会長さんからも活用から保全について市民の周知を含めてどのような方法が有るか含めて行っていきたいと思っております。

【村井会長】

只今、ご説明がありました保存樹現状変更行為の届出について、ご意見・ご質問はありますか。

【D委員】

はい、今の伐採等に関してはですね、先ほどもお話があった拓勇の件もありますが、去年の秋ですか、白金(弥生)の並木の枯葉の問題が有りましたよね。

あれは保存したい方としては、長年伝統的に手入れしてあそこまで育ったんだっていうのと、一方で枯葉の処理が大変ですよと、思い切って伐ったらどうですかという話がありました。それは、これからこういう審議会で検討していくという形になるんですかね。

【菅原課長(緑地)】

まあ、ケヤキの話はですね、全体的にはちょっと珍しい並木道であるという事で結構話題になりました。それで、やはり落ち葉の問題とかですね。地域の方は毎年のように苦労されていたということでして、地域ともご相談されたりして色々新聞にも出しましたが、ボランティアの希望等もございまして、こちらの活用も含めまして地域の方も保存や伐るという方がおられて、どちらともお話をさせて頂いて、保存するという事で地域も協力頂けるという事で済んだ経緯がございまして。

今回の保存樹の指定につきましては、現在のところの指定されたものだけのものになっておりますので、審議については、その保存樹や保存樹林について審議する事になるのかなと思っております。

全体については、全体の自然の中での審議として頂けるとよろしいんじゃないかという事です。

【村井会長】

ということは、こういった事案が起こった時はこの審議会でそれを個々に審議することでは無いという事ですね。例えば、伐らなければいけないという意思があった場合に、それに対して審議会というのはD委員さんがおっしゃったように、この審議会で伐る・伐らないという事の意見を述べ

る、そういう立場には無いという事ですか。

全体の枠の中の保全審議会なので、そういう個々の事案は（無関係）というニュアンスで今聞こえたのですが、いかがでしょうか。

【菅原課長（緑地）】

実は所有者の方からですね、そのように届出が出る形になっていまして、それについては、私ども担当課や専門家含めまして現地を調査した結果、やはり学校ということもありまして、倒木すると児童に影響するということが一番重要でございまして、今回は 5 本については伐らなければならぬという結果を出させて頂きました。

【村井会長】

それはわかるけど、結果を出すのは、苫小牧市役所の方で結果を出す。

それで、審議会の方にはかる必要は無いという事ですよ。審議会については、こういう報告が出てますけど、もう伐った後の木はどうにもならないもので、報告受けても審議しようにも審議のしようがないわけですよ。

で、審議した結果、次回以降、例えばそうやって木が出てきた時にこういった事を審議上にはかれるのかということですよ。私はそう聞こえたんですよ。つまり審議会って報告を受けて、「ああ、そうですか」ということだと審議にならない。それぞれの考えですけどね。

【菅原課長（緑地）】

ただ、大変なのは現地ですよ。

去年は今もお話ありましたが、地域の方と町内の方それからボランティアの方、市も入ったと思うんですけど、相談して皆で育てていこうやという形で枯葉を定期的に掃除するというのを考えました。それをこれからどういうように動くかという事です。

これは、今年、来年、再来年、様子をみながらどうしていくかという事です。それは、現地にお任せという形になります。そうしないと、ここで指定するぞって言っても、審議会で指定した方が良くと諮問を出しても、それを市で受けて指定しますといても、それ以降の管理というのが非常にお金がかかる話になります。それは、おいそれと市の方も指定しますという形にはならないと思います。ですから、自然保護という観点からするとそういうものはどんどん残していった方が良いんじゃないかと、ただし、費用がどんどんかさみます。その兼ね合いをといますか。

ただ審議会が、審議する側として、現場で聞かないといけないという事になります。そういう事（個々の事案）まで、入っていけるのかどうかです。

【C委員】

我々、わからないですよ。どういうような状態になっているか、残そうと思って残しても、倒れてしまい、児童に被害がふりかかったりしたら、やっぱり、伐っていれば良かったとなると思います。現場を見てみないと、どう審議して良いか私だったらわかりません。現場を見てみて、今ほんとうに自然大事ですから、1本の木を伐ってから植えている方も沢山いらっしゃいます。貴重な木を伐ってしまった後に、残しておけば良かったと思うのも後の祭りというか、私は西小学校という古い小学校で育ったのですが、周りに木が在れば安心しました。

そのころ木を伐ってはいけないということは無かったです、校長先生が自ら 1 本ずつ植えた木を児童が安心して見たり、隠れて木登りしたり、良い面もあるんですね。

【村井会長】

C委員さんの思いや考え方は非常に共感する事があります。それで、今、私たちがお話ししているのは、この審議会というところが、何をするか、何が出来るかという事です。

1枚目の報告は審議会の内容にそったものだと思います。2枚目の内容の剪定してしまったものについては、審議するレベルではないので、審議するレベルならそれ以降の事を審議する事になると思います。伐ってしまったなら、以後どうするべきか、そういう話になるべきだと思います。これは単に報告で終わってしまっているものだと思うので、その区別を少しした方が良いでしょう。どうにもならない事ですので、というように私は思います。

それでは、他にこの保存樹現状変更行為の届出については、ご意見やご質問はありませんか。

それでは 3 番目の項目であります、国有林におけるエゾシカの状況について、胆振東部森林管理署さんの方からご報告をお願いします。

【阿部委員】

胆振東部森林管理署の阿部と申します。座って説明致します。

軽く説明します、資料 15 ページをご覧ください。

林野庁で昨年 3 月にエゾシカ 3 頭に GPS の首輪を着けてまた放獣しました。その結果について報告します。

まず、一つ左の写真を見て頂ければと思います。この捕獲した所は白老町との境目の樽前ガロー付近で捕獲しましたがそれは、その後あまり移動しなかったのですが、4 月 9 日に急に移動を開始しまして、4 月 12 日には桂ゴルフ場の所に移動してその場に定住しました。直線で約 25km という事です。たぶん夏場はここを生息地に定めたと思います。それで、左下の写真をみて頂くとわかると思うのですが、夏の生息地が高速道路わきの林の中で昼間は活動しまして、夜になるとゴルフ場に出没するとか、また右下の写真があるのですが、これが大豆畑になります。ここは鹿対策しているのですが、結果的にはここから進入して食べていた事がよくわかりました。

それがそこにずっと居ましたが、寒くなった時期になると右上の写真、12 月 15 日から 12 月 20 日までまた移動を開始して、またもとの場所に戻ったという写真です。

冬場の生息地なのですが、ここにある市営の牛の牧場付近をウロウロしています。右下の写真の国有林の赤いゾーンやその辺のたるやという形跡もあります。

そういう形でこの左右の写真を見て頂けたらと思いますが、よく鹿も同じ道を帰るという話ですけど、やはりこういう形で移動状況も大体同じという事がわかるようになりました。

この GPS の首輪というのが、2 年間電波を発信する事になっていまして、そうすると来年どういう風になっているのか、また同じ道を通るかどうか、これはまだわからなくて非常に楽しみな事になっております。

他の 2 頭ですが、1 頭は樽前山麓を上から下へ行ったり来たりしています。

それから、3 頭目は苫小牧錦大沼付近にずっと定住して、前にハナショウブとか食べられたとよく聞きますけど、その 1 頭なのかもしれません。

それで今後ですけれども、2 年目になってどういようになるのかわかりませんが、その後に市

の方や猟友会の方と連携して(方向性が決まっているわけではないですが)何かを出来たら良いなと思っています。

【村井会長】

只今、非常に興味深いご報告を頂いたのですが、これについてのご意見やご質問、感想含めてご質問はありませんか。

E委員どうですか。

【E委員】

実は、今回の冬は雪が6マイルから10マイルが一度に降って雪が多かったのです。そして、今回2月5日に営林署で巡回しました。口無沼から全部、それと王子水源池の上手から大体6時間から7時間かけて巡回したのですが、第二霊園から奥には鹿は1頭もいません。全部、南へ下がっています。それと今多いのは、北大研究林入口付近の高速下ではざっと数えただけでも100頭ではききません。

それと、緑ヶ丘公園で常時夜中に交通事故が起きています。木場町(バイパス側)も何件も発生しています。それと、フェンスの中に何十頭といます。それから王子の鳥獣保護区では朝の6時頃から8時頃までに5~60頭の群れが出てきています。その中にオスは殆どいません、メスばかりです。

有珠の沢(宮の森)の高速の下は数えきれない程います。今年はあれだけの1mほどの雪が降りましたのでほとんどの鹿が多く営林署の国有林の中にはいません。全部、南に下がっています。

だから、人の目につきやすいのです、車の事故も多いです。なので、これについては季節の雪の降り方なのでどうしようもないのですが、やはり、今後一番大事なのは、私も写真いっぱいありますが、立ち木が全部食べられているのです。殆どの、北大研究林と王子(苦小牧)の山の白樺の皮は殆どありません、全部食べられています。それが来年になるとその木がどうなるかという事が心配です。今年は雪のせいもあり、仕方ないですが、やはり、あそこの縁を車がスピード出して走っていますが、そういう方がいるのであれば、山を見ている人についてもそうですが、注意をしないとイケません。

またメスだと良いのですが、オスだと車と接触するとボンネットや窓ガラスをやられると全部錆びてしまったりする危険性もありますので、山の付近を走るときはよほど注意しないとイケません。

山の6マイルから奥に鹿はいません。1頭もいないです、今年は異常だと思います。車や歩行者がいたら注意しないとイケないと思います。

【村井会長】

今、E委員から貴重なお話をお聞きし、私もまだ話を聞きたいところですが、今、東部管理署さんの方からGPSを使って調査を行ってきたとありましたが、将来どのような形でエゾシカの個体数の削減等、森林機械の軽減を目的としたGPSの調査、行動圏調査についてはどうですか。

【阿部委員】

はい、まずは行動圏の調査を行って、それでそれ以降に、例えば、囲い場の場所とかをもしやれるのであれば、くくりワナもですけど、やりますと。それは猟友会ですとか、市の方に状況提供を

しながら、鹿対策を進めていくという形をとりたいと思います。

【村井会長】

なるほど。そうすると、この審議会といいますか苫小牧市としては、うまく東部森林管理署さんと協力していく中で、環境の保全をはかる事が出来るようにということですか。

【阿部委員】

そうです。仕組みづくりがうまくいくといいのですけど。

【村井会長】

具体的にどうですか。ビジョンはございますか。

【阿部委員】

いえ、まだというか、難しいですね。鹿は難しいですね。鹿がどこにいるかっていうのが。

【E委員】

事務局にお聞きしたいのですが、今回、王子の鳥獣保護区で事業やっていますよね。その中で、今現在何頭いるのですか。推測で結構です。まだ、何十頭ですよ。

【片石課長補佐】

そうですね、はい。

国で鳥獣保護法が改正されて鳥獣保護管理法となったわけですがけれども、その中で、今までは市町村でなければ事業が出来なかったのが、国や都道府県が主体となって事業を出来るようになりました。エゾシカにつきましては、当然、数が増えすぎて捕獲という話になって、その捕獲につきましては、27年度から、一応ですが道のモデル事業として、道内の数箇所では捕獲事業を色々な形で行っています。

そのモデル事業は28年度に苫小牧市の先ほどの環境白書81ページに載っています、王子山林という鳥獣保護区が道の指定になっています。この王子山林の中で、捕獲事業を実施しています。

手法と致しましては、高速道路よりも北の方が銃による、まき狩りという、ハンターが声を出して追って行って、追い込む形で行っています。

高速道路の下のほう(南側)に関しましては、くくりワナという、ワイヤーで輪を作りまして、そこに足を踏み入ると縛られて鹿が捕まるという罠です、そちらは捕獲と言う事で事業を行っていますが、中々、事業自体は鹿が捕まっていないという事です。

【村井会長】

それでは、エゾシカについてルールあるいは情報が提供されましたが、苫小牧市の環境保全をしなくためには、エゾシカの個体数のコントロールというのはとても大切なものですね。森林保全や交通事故のこともそうです。この審議会でもたまたまこういう事に話されて参考になるような意見が出てくれば良いですね。中々、難しいとは思いますが。

それでは、エゾシカについてのご質問やご意見はございませんか。

【全員】

(発言無し)

【村井会長】

それでは、最後にですが、ざっくばらんにはですが何か、先ほどC委員さんからお話がありました
が、お話したい事がありましたらと言うことで、何かお一人ずつお話して頂けたら良いかなと思
います。では、A委員さんはどうですか。何か一言。

【A委員】

いえ、特にはないです。

【村井会長】

それでは、G委員さん。

【G委員】

私、去年の秋(11月)に初めて参加させて頂いて色々なお話もお聞きしたのですが、まずは現地で
すよね、現地をゆっくり見せて頂いて、本当に残すべき樹林や植木なのかを是非、自分の目で見て
確認をして意見を述べていきたいと思えます。

【村井会長】

わかりました。宜しく願い致します。 ありがとうございます。

では、H委員さん。

【H委員】

私も、以前G委員さんと一緒にバスで連れて行っていただいたときに、地元の方々が枯葉だとか
風倒木があるので、山の中を子供達が入って遊ぶ事も出来ないしメリットがあまりないというご意
見がありました。その後、伐採とか風倒木の片付けとかは進んでいるのでしょうか。

【村井会長】

今のは、ご質問ですね。風倒木とかの伐採木の除去の対応について。

【片石課長補佐】

拓勇樹林につきましては、何本か倒木がありましたが、去年と先ほどお話がありましたように、
去年と今年になって倒木になった部分については除去をさせて頂いています。

それから調べたところ、半分枯れかかって倒れそうな木につきましても、処分を致しまして、最
終的には14本の伐採と、枝については先ほど写真にもありましたとおり、電線にかかるように伸
びたものについて少し剪定をさせて頂きまして、今のところ倒木については残っていないはずで
す。

【村井会長】

それでは、C委員。

【C委員】

審議会とは少し関係の無いお話かもしれませんが、車でウトナイ湖の方やあちこちドライブへ行き写真を撮るのですが、すごく、ソーラーパネルばかりあって、あれが自然なのかなって思うんです。勇払原野にソーラーパネルというイメージが今後なるのかなと、ちょっと私もわからなくなりました。小さいことですけど、宜しくお願いします。

【村井会長】

おそらく、審議会の方でそういった問題も出てくると思います。

まあ、今はまだ鈴木宗雄さんでしたか。前の方がいましたが、あの方は苫東を広大な空き地と言ったのです。広大な空き地というイメージはまだこの勇払原野にありますから、こういった審議会ではっきりとした形で土地利用を歯止め出来るような事が出来れば、そういった、ソーラーパネルが必要以上に乱立するような。

【C委員】

その後も危惧なんですよ、もし失敗してダメになった場合、会社の方できれいに撤去してくれるのかどうか、いつまで経っても腐ったままのイメージがあります。そういうのもきっちとお願い致します。

【片石課長補佐】

ソーラーパネルに関しては、先ほどお話にもありましたが、どうしても、自然と開発という相反するものを他の自治体もそうですけど、当然人々の生活をよくしようとある程度、産業とか開発等も進めていかなければなりません。それとは逆に、自然も保護しなければなりません。

もちろん、開発行為であるソーラーパネルの関係でございますが、これは、東日本大震災で原子炉関係がダメになってしまった。その中で、自然再生エネルギーについて注目が集まりまして、なんだかんだ我々が生活するのに電気が絶対必要になっています。絶対必要なものでも原子力から取らないという話になれば、なんらかの形で電気を起こす必要があります。その関係で国などでソーラーパネル事業については、ある程度進めているのは当然あります。

そうなる苫小牧では、土地がありますが、民地ですから当然、所有者の方がいらっしゃいまして所有権というものがありますので、その方々が、開発して良いとするとそれを避ける方法というのは、私どもは無いという点があります。ただ、先ほど言ったとおり、開発については制限を設けて一定の開発行為については、その面積によって、一定割合の残地を残してほしいという関係の指導をしています。それで、途中でソーラーパネルが破綻してダメにした場合には、緑地はちゃんと確保して下さいと話をしています。

【C委員】

湿地というのは、周りに物が立てば自然と乾燥化してきます。私はそういう風に聞いておりまして。そういった事もしっかりと宜しくお願いします。

【村井会長】

最初の話に戻りますが、私は、500 m²という数字が気になっています。そういったお話が気になっていますが、それはまた機会があればですね。ではD委員。

【D委員】

先ほどの伐採の件でお伺いします。私も過去に町内の地域の歩道に植えられていた木が大きくなって、歩道に根がどんどん起き上がって人が通れない、そうすると大変だと言う事で、市にお願いをして伐って頂いたのですが、結構数が多かったのですが、安全の為に伐って頂いたことがあります。緑を無くすのは忍びなかったのですが、そういう事がありました。

【村井会長】

まあ、確かに今のこういった色々な関わりがありジレンマは難しいですね。その辺、猟友会の方たちのヒグマを撃つときの体制、対応、判断等のジレンマをすっぱり切ったところを凄いと思いますね。それで、今お話があった事をこういったジレンマを解決していけるように動いていきたいですね。すべては、苫小牧市の方にかかっていますね。

【I委員】

私は初めての事でしたので、一つ一つ学んでいく事で、ハテナ？の部分もあったのですが、やはり、その背景、目的、効果、達成の数値等もいまいよくわからないので、どういう議論をしたらいいかわからなかったのも、まだまだ勉強不足だなと思いました。その辺を皆さんについていけるように、回を重ねていきたいなと思います。

【村井会長】

今、I委員さんから貴重なご意見がございましたが、私も同感です。こういう会議の場というのは非常にシンプルという事、何を問うて何を決めるかというところが、ちょっと難しいですね。まあ、進行している中で、この会議を続ける中でそういったジレンマを解決しつつも、いけるのかなと思います。ご理解頂けたらと思います。

【F委員】

私は、ありません。

【村井会長】

はい。では、E委員さん。

【E委員】

私は先ほど言ったので、大丈夫です。

【村井会長】

それでは、阿部委員さんお願いします。

【阿部委員】

いえ、特にありません。

【村井会長】

それでは、皆様のご意見をお伺いしながら、あるいは、ご質問をお受けしながら進行を続けていきましたが、この会議をこれで終えます。ご協力どうもありがとうございました。